確認申請に伴う消防長等の同意について

株式会社愛知建築センター

■消防長等の同意が不要な建築物

防火地域及び準防火地域以外の住宅(ただし、下記1~3に該当するものは除く。)

- 1. 長屋
- 2. 共同住宅
- 3. 一戸建ての住宅で住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるもの。

注意:下記赤字の市町村は消防同意が不要な場合でも消防の工事届等の提出が必要です。

□ 尾張管内 名古屋市※1※2	□ 一宮管内 <u>一宮市</u>	□ 海部管内 <u>あま市</u>	□ 知多管内 <u>大府市</u>	□ 知立管内 安城市
北名古屋市	<u>犬山市</u>	<u>愛西市</u>	常滑市	刈谷市
春日井市	岩倉市	津島市	知多市	高浜市
<u>小牧市</u>	稲沢市	<u>弥富市</u>	東海市	知立市
瀬戸市	<u>江南市</u>	蟹江町	半田市	碧南市
清須市	<u>大口町</u>	<u>大治町</u>	阿久比町	
<u>長久手市</u>	<u>扶桑町</u>	飛島村	東浦町	
<u>日進市</u>			南知多町	
尾張旭市			美浜町	
<u>豊明市</u>			武豊町	
<u>豊山町</u>				
東郷町				
□ 西三河管内 岡崎市	□ 豊田加茂管内 豊田市	□ 東三河管内 豊橋市	□ 新城設楽管内 新城市	
西尾市	<u>みよし市</u>	豊川市	設楽町	
<u>幸田町</u>		<u>蒲郡市</u>	東栄町	
		田原市	豊根村	

- ※1専用住宅、長屋及び併用住宅(住宅以外の用途に供する部分が50平方メートル未満のものに限る)を除く。
- ※2 消防の工事届とは別にOCR票(名古屋市専用書式)がすべての確認申請に必要です。名古屋市のホームページから作成していただき、確認申請と一緒に提出してください。